

平成20年9月26日(金)

於・農林水産省三番町共用会議所第3・4会議室

食料・農業・農村政策審議会

第9回家畜衛生部会

議事録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、あいさつ	11
議 題	
(1)野鳥で確認された高病原性鳥インフルエンザについて	3
(2)高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の見直しについて	6
ア 家畜伝染病予防法施行令の一部改正について(諮問)	
イ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について(諮問)	
1、閉 会	27

開 会

姫田動物衛生課長 時間も過ぎておりますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第9回家畜衛生部会を開催したいと思います。

あいさつ

姫田動物衛生課長 開会に当たりまして、消費・安全局の審議官の梅田からごあいさつ申し上げます。

梅田大臣官房審議官 消費・安全局担当審議官の梅田でございます。食料・農業・農村政策審議会第9回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様におかれましては、日ごろから、家畜衛生行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。これまで本部会におきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして、高病原性鳥インフルエンザ、BSE、豚コレラ及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の制定を初めとして、家畜伝染病の病原体の侵入やまん延防止を図るための幅広い議論を重ねていただいております。

最近の家畜衛生をめぐる情勢につきましては、BSEについては、本年に入って1頭の患畜が確認されたのみとなっておりますが、牛におけるヨネ病や豚におけるオーエスキー病等の、畜産経営に多大な影響を及ぼす疾病の清浄化が重要な課題となってきております。また、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、本年4月から5月にかけて韓国で本病の全国的な発生が確認されました。また、国内でも野鳥、これはオオハクチョウでございますが、これで本病ウイルスが確認されましたが、生産者、行政一体となって防疫対策を強化いたしまして、幸い家きんでの発生は防ぐことができたところでございます。

環境省における感染経路調査では、今回、韓国と国内で分離されたウイルスは非常に近縁であり、渡り鳥等を介したウイルスの侵入の可能性を示唆しているところでございます。また、韓国につきましては8月15日をもって清浄国へ復帰したと聞いております。

が、この病気についてはアジアを中心に世界的に感染が拡大しておりまして、我が国へ再侵入するリスクは非常に高いと考えているところでございます。

このようなことから、本日は、今回の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認等を踏まえた家きんの防疫対策の強化について、これまで家きん疾病小委員会で検証していただきました事項について、本部会に諮問させていただき検討いただくこととしております。農林水産省としましては、引き続き、水際での防疫対策の強化による侵入防止とあわせて、国内における防疫措置のなお一層の徹底を図ってまいり所存でございます。なお、近年、国民の食の安全に対するニーズが非常に高まっておりまして、安全な農畜産物の供給を図ることの重要性が増しております。こうしたニーズにこたえるためにも、畜産の生産現場におきましても、H A C C P等を活用した高度な飼養衛生管理を推進し、我が国全体の飼養衛生管理の水準を高め、国民に安全な畜産物を安定的に供給することが重要であると考えております。

各委員におかれましては、農林水産省が進めるこれら各般の家畜衛生施策が有効かつ効果的に推進されますよう、それぞれのお立場から忌憚のない御助言、御意見を賜りますよう御協力をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

姫田動物衛生課長 それでは、議事に入らせていただきます。櫻井部会長には慣例により進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

櫻井部会長 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の部会では、家畜伝染病予防法施行令の一部改正及び防疫指針の変更について御検討いただきたいと考えております。

議題に入ります前に、配付資料の確認と本日の委員の出欠状況について御報告をお願いいたします。

姫田動物衛生課長 お手元の資料を確認させていただきます。議事次第、皆様方の委員名簿、そして資料一覧がついております。資料 が「野鳥で確認された高病原性鳥インフルエンザ」、資料 で「高病原性鳥インフルエンザにおける今後の家畜防疫の対応」、そして参考資料がついております。それから、「最近の家畜衛生をめぐる情勢」というのが置いてあるかと思えます。

続きまして、本日の委員の出席状況について御報告いたします。議事次第の次にあります家畜衛生部会の委員名簿を見ていただきますと、本委員は、神田委員が御欠席でござ

います。それから、臨時委員については、石黒委員、梅原委員、岡部委員、寺門委員、土井委員、林委員、吉川委員が御都合により欠席、それから、矢野委員は都合により遅れられるということですが、間もなく来られると連絡いただいております。

食料・農業・農村政策審議会第8条の規定によりますと、委員、臨時委員それぞれが3分の1以上の出席ということでございますので、委員の御出席は十分にクリアしておりますけれども、臨時委員につきましては、矢野委員が御出席の段階で成立するということでございますが、御理解いただきたいと思います。

なお、本日は、農林水産省から消安局の梅田審議官、それから、我が国の主席獣医官の川島国際衛生対策室長が出席しております。私は動物衛生課長の姫田でございます。よろしく願いいたします。

櫻井部会長 本日の進め方でございますが、議題のほうに出ておりますように、まずは4月の終わりから5月の初めに、野鳥で確認された高病原性鳥インフルエンザへの対応に関する報告に続きまして、高病原性鳥インフルエンザに対する今後の家畜防疫に関する家畜疾病小委員会における審議の状況などについて、小委員会の委員長であります喜田委員及び事務局のほうから御説明をいただきまして、御審議をお願いしたいと考えております。

議 題

(1) 野鳥で確認された高病原性鳥インフルエンザについて

櫻井部会長 それでは、まず議題の(1)のほうからお願いいたします。

姫田動物衛生課長 お手元の資料の「野鳥で確認された高病原性鳥インフルエンザ」の資料でございますが、2枚おめくりいただいて横紙の「ハクチョウにおいて確認された高病原性鳥インフルエンザに対する農林水産省の対応」ということで、オオハクチョウから、十和田湖畔、北海道野付半島、北海道サロマ湖畔で、4月29日から5月22日にかけて高病原性鳥インフルエンザのウイルスが確認されております。

めくっていただきますと、まず十和田湖畔の地図ですが、十和田湖畔での発生がございました。次が野付半島での発生事例、そしてサロマ湖での発生事例でございます。それぞれ10km圏、30km圏で、周辺農家の確認を実施したところでございます。

もとに戻っていただきまして、4月28日に野鳥のサーベイランスの強化を要請という

ことで、環境省に対して、サーベイランスの強化を要請しております。

それから、農場への緊急的な立ち入り指導等の実施ということで、30 km圏内について北海道、青森県、秋田県、岩手県に対して、養鶏農場への緊急的な立ち入り指導を要請しております。昨年以来、防鳥ネットの点検、飼養衛生管理の徹底を点検しておりますが、再度点検をお願いしたところでございます。

さらに、農場に出入りする車両の消毒の徹底、異常鶏の早期発見、早期通報等の通知を発出させていただいたところでございます。

それから、緊急的な消毒の実施ということで、全都道府県を対象に 従来は西日本が中心に発生しておりましたので、東日本、北日本ということだけではなくて、全都道府県を対象に緊急的に、家畜防疫員の指示に基づいて、国費によって消石灰等の散布により消毒を実施しています。これは鶏舎周辺の消毒ということで対応しております。消石灰の消毒効果が高いだけではなくて、持続性があり、かつ安いということで、消石灰での対応をしております。ほぼ30県程度がこの施策を実施したところでございます。

それから、不適切な表示の調査ということで、今回は不適切な表示は確認されませんでしたけれども、従来、高病原性鳥インフルエンザが発生しますと、「発生地の鶏ではない」とかそういうことを書かれてしまいます。鶏肉自身は基本的に安全であるということ、当然患畜の鶏肉を出荷していることはありません。万が一、鳥インフルエンザが発生したものは、胃酸で基本的に消毒されてしまうこともございますので、「何とか産」というのは不適切な表示に当たるということで、調査させていただきました。今回は特に不適切な表示等は確認されておりません。

家きん疾病小委員会の開催を5月13日、8月1日、9月2日にそれぞれ、喜田小委員長を初めとして皆さん方に開催していただきました。その結果として、ハクチョウから分離されたウイルスについては、遺伝子レベルでは非常に近縁ですけれども、平成16年に起こった山口県、昨年起こった宮崎県、岡山県で確認されたウイルスやインドネシア、ベトナムで流行しているウイルスとは異なるということで、宮崎県、岡山県のウイルスが1年間日本の国内にうろろろして発生したということではないということが類推されました。

今後、関係国との情報交換や家きん等への感受性確認のための感染実験を実施する必要があるということで御意見をいただいております。韓国とはかなり情報交換できておりますが、なかなか関係国は、出たくないとか、発生している事実を明らかにしたくな

いということもありまして、必ずしも情報交換、特に遺伝子レベルでの情報交換は進んでおりませんが、今後とも粘り強くやっていきたいと考えております。

それから、今後の家きんにおける防疫対応の検討を実施ということで、これが今回の改正につながったところでございます。

それから、環境省のほうも、「鳥インフルエンザ等野鳥対策に係る専門家グループ会合」というのを起こしまして、5月12日、8月6日、8月29日に、そして感染経路の調査は、これは野鳥ですので環境省の担当になりますので、環境省が5月29日、7月1日、8月6日に実施しております。もちろん当方の専門家も出席、あるいは当方の家きん疾病小委の委員でいらっしゃる伊藤先生にも入っていただいて。金井委員も含めまして3人が重なって出席されている状況で、連携を図りながら感染経路の究明等も行ったところでございます。

それから、今回のウイルスについてはその後の調査で、4月に韓国、ロシアで発生した株と遺伝子レベルで非常に近縁であるということが確認されているところでございます。少しめくっていただきまして、カラーのところが終わりました縦紙ですが、「オオハクチヨウから確認された高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染経路等について」ということで、環境省のワーキンググループ、これが今申し上げた感染確認の経緯についてでございます。これは後でお目通しいただければと考えておるところでございます。

最後のまとめのところ、さらに今後は、「ウイルス保有状況のモニタリング体制を強化し、国民に正確な情報を迅速に伝えることが重要である。」ということの結論がなされております。

次のページは、高病原性鳥インフルエンザの確認事例でございます。太い四角で囲ったものが家きんでの発生事例、細い四角で囲ったものが野鳥での確認事例でございます。16年3月の大阪・京都でハシブトカラスで確認されたものについては、京都で24万羽発生したところからの感染であろうということが類推されております。現実には、発生した鳥をカラスがかなり食べていたという事実もございしますが、そういうことではないかと考えておるところでございます。

- 2は海外での発生状況でございます。同時期に韓国での発生をとっております。最終的には、H5N1の亜型のもので確認されたものが11例。H5亜型まで確認されておりますが、その後は未公表ということで、多分同じものであろうと考えておりますが、それが31例、合わせて42例が4月2日から5月12日まで発生確認されております。

それぞれ5月15日に殺処分、防疫措置が終わり、それから移動制限を6月29日に解除し、8月15日にOIE規約上、インフルエンザの清浄国への回復ということになっております。

次のページ、家きんの高病原性鳥インフルエンザの発生状況でございます。薄紫に塗ったところが現在我が国で輸入停止を行っている国々でございます。これらの国々、特にユーラシア大陸全体でH5N1型の我が国で発生したのと同じ亜型のインフルエンザが発生してきております。これがユーラシア大陸だけではなくて、アフリカ大陸にもかなり移ってきているのが現在の状況でございます。アメリカ大陸については、近年においてはH5N2の弱毒性のものが中心、あるいはH7N7の弱毒性ということでございますので、かなり重要な問題、課題になっているのは、ユーラシア大陸からアフリカ大陸のほうに発生しているH5N1型が広くまん延しているという状況ではないかと思っております。

昨年から今年の冬にかけては、家きんでの発生は確認されておりませんが、疾病としてはウイルスが我が国の上空もかなり飛んでいるのではないかとということが専門家の方々の見解でございます。韓国でも大量発生し、そして野鳥から今年確認されたということは、かなり多く発生しているだろう。発生がなかったのは、生産者の方々、あるいは県の方々の防疫対応が効果的に行われたのでないかということが現在の状況でございます。簡単でございますが、以上でございます。

櫻井部会長 ありがとうございます。

(2) 高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の見直しについて

ア 家畜伝染病予防法施行令の一部改正について（諮問）

イ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について（諮問）

櫻井部会長 続きまして、議題の(2)でございますけれども、「防疫措置の見直し」につきまして、まず家きん疾病小委員会での御議論の概要につきまして、喜田委員より御説明をお願いしたいと思います。

喜田臨時委員 それでは、参考資料というのがございますが、その1ページ、2ページ、3ページに、第28回及び第29回の家きん疾病小委員会の概要を付しております。これ

に基づいて説明します。

今回、野鳥におけるインフルエンザウイルスの確認については、先ほど事務局から説明があったとおり、農林水産省と環境省が連携して対応したことになりますが、家きん疾病小委員会においても、5月と8月と9月の3回、検証を行いまして、今後の家畜防疫の対応について検討しました。

今衛生課長から説明がありましたように、同じウイルスが62カ国に広がっております。過去3回、日本に高病原性鳥インフルエンザウイルス、H5N1ウイルスが日本の家きん、このたびは野鳥だけで済みましたけれども、に被害を及ぼしております。このウイルスはすべて中国から、韓国を経由して日本に入ってきたことが遺伝子の解析成績から明らかでございます。

中国とベトナムとインドネシアで、高病原性鳥インフルエンザのコントロール政策が破綻を来して、ワクチンに頼って摘発・淘汰を怠ったために、こんなに長いことこの病気が引き続いて起こり、ウイルスがあふれかえっております。したがって、これを早く摘発・淘汰に戻して、ワクチンに頼るということをやめるべきなんです。今そういうことになかなか耳を傾けられない状況がありまして、それは遅すぎる、ワクチンを改良しなければいけないというような議論をまだやっております。この3カ国でウイルスがあふれているために世界に広がったということや、この3カ国で人への感染がトップスリーであることをしっかり受け止めて、対策を執るべきなんです。

鳥にワクチンを接種すれば、環境中のウイルス量が減らせるだろう。人への感染リスクも減るだろうと、公衆衛生のほうからもワクチン接種を奨励したわけですが、結果としては、予想したとおり、ウイルスが消えなくて、見えない流行が広がって、抗原変異さえ起こってしまっている。これはすべて、ワクチン接種に頼り過ぎたためであると私は思っています。恐らくこれは間違いないので、国際機関に働きかけて、本来の摘発・淘汰という原則に戻すべきであるということを訴えておりまして、そのように進みつつありますが、まだまだ周辺アジア諸国にはウイルスが満ち満ちておりまして、引き続き日本国にウイルスが入ってくる危険は未だにあります。

このために、参考資料の2ページの29回の概要にお示ししてありますとおり、家畜伝染病予防法における対象家きん種の拡大、それから日常の家きんのモニタリング、そして異常報告を徹底することによって監視体制をさらに強化する。それから、野鳥で発生が確認された場合の養鶏場の立ち入り指導や効率的な移動制限の設定。それから、よく

質問があるのは学校などの小規模な自家用飼育施設における家きんについてどうするかです。そこにウイルスがいるから感染するのであって、移動制限の設定について、防疫の措置の見直しを検討しました。

結論を申し上げますと、家きんの体の中には、インフルエンザウイルスは急性感染しか起こしませんので、一般にはウイルスに感染した家きんの体から、ウイルスは7日間以内に消えてしまいます。個体差などを考慮しても、10日間以上の間隔を置いて2回検査すれば清浄の確認はできるという結論です。学校などの小規模な自家用家きん飼育施設で発生した場合には、発生状況に応じて移動制限区域などを縮小することや搬出制限区域を求める必要がありますが、それを縮小してもリスクは増加しないと考えられます。そういう結論に至りましたが、これについては厳密なチェックリストをつくって、それに基づいて該当施設を小規模な自家用家きん飼育施設として適用することが必要だという意見がありました。

このようなことから今回の検討事項については、今後の防疫に取り入れる必要があるという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

櫻井部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料 について御説明をお願いいたします。

星野課長補佐 続きまして、資料 の「高病原性鳥インフルエンザにおける今後の防疫対応」についてということで御説明させていただきます。

めくっていただきまして1ページ目、今喜田委員長のほうから御説明いただきましたことを踏まえまして、事務局のほうでこれまでの経緯、韓国あるいは国内の野鳥のウイルス確認状況を踏まえた現状認識、国内への侵入リスクは依然高まっており、高病原性鳥インフルエンザ、ここに「HPAI」と書いてございますが、これは高病原性鳥インフルエンザの英語の略でございますが、こういったウイルスが侵入することを事前に防ぐ、万全を期す必要があるだろうという視点から、対応方針として右のほうに書かせていただきました。

1つ目は、環境省での野鳥のサーベイランスについて、農林水産省では家畜防疫のスタンスでございますが、環境省のほうでは野鳥のサーベイランスの強化を現在検討しておりますので、そちらにおける都道府県レベルの家畜保健衛生所、あるいは動物検疫所から協力していく必要があるだろうということ。

それから、今日これから御議論いただきます中身につきましては、今後の防疫体制の強化ということでございますが、家きん疾病小委員会の先ほどのアドバイスをいただきまして、(1)から(4)まで大きく4つの見出しで検討しております。このうちお手元の資料の5ページ、後ほど御説明させていただきますが、所要の手續に従いました審議会への諮問事項がございます。それに係わることにつきまして主に御検討いただければと思います。

1ページ目に戻っていただきまして、全体の対策としては、1つ目はダチョウの家畜伝染病予防法の追加。2つ目は監視体制の強化として、モニタリングの対象農場の拡大や報告徴求。報告徴求というのは、先ほど異常、あるいは死亡鶏の報告という話がありました。こういったものを対象によりきめ細やかな、小規模の家きん飼育者も通報の対象に入れましょう。

3つ目の防疫措置の見直しとしては、1つは野鳥等でこのウイルスが確認されたときの立ち入り指導の徹底。もう一つは、清浄性確認検査の早期実施による搬出制限区域の縮小、そして、自家用家きん飼育農場で発生が確認された場合の効率的な移動制限区域の設置ということ、これは先ほど喜田委員の方からも御説明がございましたが、移動制限の効率的な見直しということでございます。

4つ目は防疫対策の強化として、基本的な家きんを飼うための飼養衛生管理の徹底、日ごろからの連絡・連携、早期発見に向けた危機管理体制の構築ということで、大きく4点について事務局のほうで検討させていただきました。

具体的には、1つめくりまして3ページ目でございます。

まず、「野鳥のサーベイランス」につきまして、これは環境省との連携・協力の範囲で進めていますので、現状としてはアクティブサーベイランスとして、野鳥の捕獲調査であるとか、西日本のガン・カモ類の糞を採取、パッシブサーベイランスとして死亡野鳥の調査などを行っております。

問題点としては、検査方法のルール化がされていなかった、あるいは野鳥で確認された時の対応が不明確である等がございました。

そういったことを踏まえて、環境省では対応方針として、マニュアルの作成を現在行っております。週明けには作成されると聞いておりますが、我々農林水産省サイドとして、まずは家畜衛生サイドからの協力として、野鳥のサーベイランスについて、実は家畜伝染病予防法の対象ではないんですが、できるだけ我々も協力していく必要があるだろう

と考えております。これは今後、このような形でこれから防疫対応を進めていきたいという御報告でございます。

続きまして、本日の本題に入らせていただきます。5ページ目を見ていただきたいと思っております。先ほど総括表の中でも説明させていただきました総括表の対応方針のところ、アンダーラインが引いてある部分について、農林水産省大臣のほうから審議会長あてに諮問させていただいたところでございます。

1つ目としては、家畜伝染病予防法第2条第3項の規定に基づく家畜伝染病予防法施行令第1条の改正についてということで、高病原性鳥インフルエンザの対象として、きじ、だちょう、ほろほろ鳥を追加すること。

2つ目としては、特定家畜伝染病防疫指針というのがございます。お手元に緑色のパンフレット型の小さい冊子がございますが、この指針が実は農林水産大臣公表ということで、法律に基づく大臣が定めなければいけない防疫対策の指針でございます。家畜伝染病予防法の中では、先ほどの1つ目の法律にかかわる改正事項と、この指針の改正事項につきましては、審議会の皆様方に御審議いただくことになっておりますので、今回はこちらにつきまして諮問させていただいたところでございます。

具体的には説明ペーパーがございますので、そちらで順に説明させていただきたいと思っておりますが、まずお手元の5ページでザッと説明させていただきます。

2番目、法第3条の2第3項の規定に基づく高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針における次の事項の変更につきまして、(1)対象家きんとして、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること。これは政令に引きずられて、一緒に指針についても対象家きんは拡大する。

(2)としては、定点モニタリングを1家畜保健衛生所当たり1農場から3農場に拡大すること。

(3)としては、清浄性確認検査は、発生状況検査から10日以上経過し、かつ防疫措置の完了した時点から実施できるものとする。

(4)搬出制限区域は、清浄性確認検査の結果が陰性の場合には、動物衛生課と協議の上、半径5kmまで縮小することができるものとする。

(5)自家用家きん飼養農場(学校の飼育舎等の場所で自家用に供される家きんを飼養するものであり、他の農場との間に家きん等の出入りがないなど疫学的な関連がなく本病の病原体をまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたもの。)における発生の場合

は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を半径5 kmとすることができるものとする
こと。また、清浄性確認検査の結果が陰性の場合には、半径1 kmまで縮小することが
できるものとする。

ということで、以上、大きくは政令改正と指針の改正。指針の改正につきましては、大
きく5点諮問させていただきたいと考えております。

それでは、具体的にこれらにつきまして資料をもとに説明させていただきたいと思いま
す。お手元の資料をめくっていただいて7ページ目でございますが、そちらのほうに今
回の家畜伝染病予防法施行令改正の趣旨と概要が書かれております。

先ほど来から御説明させていただいておりますが、近年、特に平成16年に79年ぶりに
発生して以降、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次ぎまして、また本年についても
依然、韓国、あるいは野鳥でも流行していることがございますので、改正の概要として
は、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜とされている、現在は鶏、あひる、うずら、
そして七面鳥と共通する感受性を有しまして、ひとたび本病が発生したときには基幹家
畜まで被害を及ぼしかねない、きじ、だちょう、ほろほろ鳥につきまして家畜伝染病予
防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加していくということで、
万が一我が国で発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく殺処分命令等、所要の防疫
措置を講ずることができるようにしていきたいと考えております。

9ページ目は、きじ、だちょう、ほろほろ鳥など御紹介させていただいておりますが、
これらについて10ページで現在の飼養状況を御説明させていただきたいと思いま
す。と申しますのは、先ほど少し御説明させていただきました基幹家畜に影響を及ぼしかね
ない、あるいは畜産業としてある程度成立しているもの、例えばこちらの表で見えてい
たきますと、年間生産額が七面鳥については3600万、きじについては3億5000万、だ
ちょうについては2億6000万、ほろほろ鳥は5300万ということで、現在、七面鳥につ
いては既に政令の中で対象とさせていただいているところですが、それと並びで見まし
て、きじ、だちょう、ほろほろ鳥についても一定の生産額がございます。

それから、飼養目的ですが、それぞれ食用、放鳥用ということで、ある程度国民生活の
中にも入り込んでいるということ。それから、飼養地域も広範囲にわたった県の中で飼
養されていること。それから、一番下の基幹的家畜に伝播するリスクということですが、
鶏等基幹家畜におけるリスクについては、餌であるとか生産に必要な資材等が同一の
ものが使われていること、また、ウイルスを伝播する可能性がある鶏糞の処理や処理す

る業者がほぼ同一だということを考えると、本病の対策をとるために、家畜伝染病予防法の中にこれらを入れることが非常に重要であろうと考えております。

まためくっていただきまして、周辺諸外国でございますが、見渡してみれば、だちょう、きじ、ほろほろ鳥についてここ数年やはり発生が確認されているところでございます。こういったことを踏まえて今回、家畜伝染病予防法施行令の中で対象家畜に入れて、本病の法律の傘のもとできちっとした対応をとらせていただきたいと御提案させていただいているところでございます。

それから、12 ページは「監視体制の強化」です。13 ページをめくっていただきまして、まずモニタリングの強化。モニタリングというのは、指針の中では定点モニタリングとして1家畜保健衛生所当たり 実家は畜保健衛生所は 173 カ所全国でございますが、その1家畜保健所当たり1農場選定しているところですが、それを3つに増やすということ。それから、強化モニタリングとして、高病原性鳥インフルエンザといいましても、日ごろから常に鶏に対して高い死亡率を示すだけではなくて、ウイルスの動きがでございます。時には弱毒といいまして、非常に臨床的に症状が出にくいものもあります。しかしながら、それはほっておけばすぐに強毒のタイプにかわるものでございますので、臨床症状が出にくいタイプのものについてもモニタリングしていくという視点から、これまで1000羽以上という単位の採卵鶏の飼養農場を対象に年1回行っていたところですが、それを100羽以上ということで少し枠を広げました。しかしながら、むだのないような統計学的な処理を使って無作為抽出をして、より精度を上げた検査を進めていきたいと考えております。

それから、報告徴求ということですが、これは早期発見・早期通報の徹底の一環ですが、死亡鶏や異常鶏が出た場合における行政サイドへの第一報の徹底でございます。あるいは日ごろからの報告でございますが、それも1000羽以上の家きん飼養農場を、100羽以上ということで少し枠を広げていきたいと考えております。

今申しましたことが具体的に14ページ以降に書いてございます。14ページは細かい話ですが、15ページの絵を見ていただきたいと思います。定点モニタリング、こちらは指針の中でのモニタリング対象事項ですが、現在我々は、発生しながらもその都度抑えているということで現時点でも清浄国でございますが、いつまた我が国へ本病が侵入、あるいは万が一入ったときに、知らない間に拡大していくことがございますので、常に監視していく必要があることから、173の家畜保健衛生所、これは47都道府県にござい

ますが、1家保1農場を観測地点とした1農場についてモニタリングを実施しているところでございます。

しかしながら、昨今、先ほど対象家きんをふやすという御提案をさせていただきましたが、採卵鶏、ブロイラー、アヒルといった畜種による感染リスクの違い、あるいは飼養形態で屋外飼育であるとか、共同堆肥舎を使っている場合、使っていない場合、あるいは地理的に流行がしやすい地域、そうでない地域とございますので、1家保1農場だけではなくて、そういった地域特異性を加味しながら、各都道府県家畜保健所の中で、例えば採卵鶏だけやっていたところを採卵鶏とブロイラーとアヒル、あるいは屋外鶏舎、飼育だけのところを別のところも加味してやるということで、そこは現場の判断に任せて3農場を選定し、モニタリングを引き続きやっていくということを検討させていただいたところでございます。

それから、めくっていただきまして強化モニタリングということでございますが、こちら簡単な絵のほうを御用意させていただきました。17ページを見ていただくとわかりやすいかもしれませんが、この強化モニタリングというのは、このイメージが実は17年の茨城の発生のおきには、高病原性鳥インフルエンザでも、先ほど私が御紹介させていただきました症状が出にくい弱毒というタイプがございました。非常に防疫の対応を苦慮したわけですけれども、そういった症状が出ないものについても、いち早く見つける必要があるだろうということで、モニタリングを新たに加味したことから、「強化」と言う言い方になっております。

ただ、その当時は1000羽以上の家きん、採卵鶏すべてということをやっていたんですが、もう少し効率的に行いたいということから統計学的手法、これは統計の専門家にご相談させていただいて、疾病のサンプリングをとるときに95%の信頼度ということで、例えば10%の感染が起こったときに摘発できる検査対象農場が既に統計法で定まっておりますので、そうすると各都道府県当たり最高でも約29戸から30戸ぐらいの選定をすれば、サンプリングとして問題はないだろうということは御検討いただいております。その中で、さらに現在は、飼養規模がまちまちでございますので、大規模だけではなくて中小規模も含めた100羽から1000羽、1000羽から1万羽と便宜上分けまして、それぞれ30戸3つのグループに分け、例えば10戸、10戸、10戸、あるいは2戸、8戸、10戸でも構いませんが、そこは各地域の特異性、現場の御判断にらせていただいて結構だと思いますけれども、それぞれの飼養実態にあわせてモニタリングの対象を決めてい

ただくということで、すべからく農場についてサンプリングし、広く行政サイドが検査していくことを検討させていただいたところでございます。

それから、18ページでございますが、こちらは先ほどの監視体制の強化の報告徴求の対象に当てはまるところでございますが、報告徴求につきましても、家畜伝染病予防法の中で必要に応じて都道府県は、例えば死亡羽数の状況であるとか、産卵率の低下状況であるとか、そういったことを御報告いただくことができるようになっておりまして、現在そのルールを用いて、1000羽以上の家きんを飼養しているところに、毎月1回御報告をいただいているところでございます。

しかしながら、背景としては先ほど来お話ししているとおり感染リスク、これからも侵入リスクが当然想定されます。また、この報告徴求というのが生産者、飼養者において早期発見、早期通報の1つの動機づけにもなりますので非常に効果が高い。例えば平成19年発生の際の宮崎、岡山の際でも、わずか数羽、あるいは十数羽死亡したときでも行政サイドに一報がございました。そういった第一報をきちっと義務づける意味でも、日ごろから家きんについてきちっと観察しながら異常を的確に把握し、また都道府県等に報告いただくことを義務づけることによって、早期発見、早期通報につなげていきたいと考えております。これらについては1000羽以上とやったところでございますが、これも拡大し、100羽以上ということで対処していきたいと考えております。

以上が報告徴求ということで、モニタリングや報告徴求につきましては、監視体制の強化ということで、いち早く現在の流行状況を察知する視点から検討させていただきたいと思っております。

続きまして、「防疫措置の見直し」に入ります。番目は、野鳥等で感染が確認された場合の防疫対応として、20ページを見ていただきたいんですが、現在、野鳥等で感染が確認された場合の規定は特にございません。ただ、先ほども御説明させていただきましたが、今回野鳥で確認された場合においては、半径10kmあるいは30kmのエリアの中の養鶏場について、念のための措置として立ち入り指導をさせていただいたところですが、それは非常に効果的である。要するに現場サイドも不安がいっぱいございます。そういう不安解消を解く意味でも、立ち入り指導して現在の情報提供し、養鶏場の飼養実態、衛生状況を確認することは非常に重要ですので、そういったことを指針の中の運用通知として盛り込んでいくことはいかなるものかと考えております。

それから、同じ防疫措置の見直しの中でも、清浄性確認検査の早期実施及び搬出制限区

域の縮小ということで、これは今回の野鳥の発生を踏まえてというよりは、効率的・効果的にむだのない防疫、もちろんまん延のリスクを増加させることがないことが大事でありますし、当然防疫が大前提でございますが、常日ごろから我々は必要最小限の効果的・効率的な防疫を検討している中で、こういったことを御提案させていただいた次第でございます。

現在の防疫の流れについて、21 ページで説明をさせていただきたいと思います。まず、発生農場で疑わしい鶏がおりました。それが動物衛生研究所等でウイルスがとれますと、患畜や疑似患畜ということで確定されます。この時点から発生が始まるわけですが、そうするとまん延防止措置として、当該農場の鶏については当然隔離し、それから、ここには書いてございませんが、殺処分あるいは消毒といった当該農場の措置が始まります。そして、当然ウイルスが確認されていれば、周辺の地域についてもまん延している可能性がありますので、まずは移動制限、搬出制限、これは半径 10 k m を原則として移動制限をかけさせていただいたところでございます。そうしながら直ちに半径 10 k m の輪っかの中を発生状況検査ということで検査させていただくんですが、これは 印にありますが、臨床症状があるかないか、ウイルスがいるかないか、ウイルスが感染した際には体の中に抗体というのができますので、血清抗体があるかないか、その 3 つについて検査し、すべて陰性の場合においては移動制限区域の縮小、あるいは縮小した部分については、搬出制限区域の設定ということで設定をさせていただいているところでございます。

それと同時に、当該農場、先ほど言いました患畜が発生した農場の殺処分等が終わりますと、現在のルールでは防疫措置の完了。防疫措置というのは、当該農場の防疫措置、発生農場の防疫措置ですが、その発生農場の防疫措置が終わった後、10 日間たって第 2 回目の清浄性確認検査を行います。それが終わった後に、防疫措置の完了から 21 日間たった以降、移動制限等の解除を行うことがルールづけされております。

すなわち、まず発生農場をきちっとたたきながら、鶏や卵は動かさないという措置をし、それから縮小しながらも 5 k m 以内は動かさないけれども、5 k m から 10 k m は出してはいけません。その搬出制限区域の中で動いてもいいけれども、外に出したらいけないということで二重のウイルス封じ込め対策をとりながら、その中での確認検査して、最終的には 21 日間の経過措置を見て解除していくということで、これは O I E という国際機関に基づくルールにも準拠しながら、諸外国ともそんなに齟齬のない形で現在とら

せていただいているところでございます。

ただ、その中でも当然それぞれの国において対応を執ることが可能でございまして、今回御提案させていただいておりますのは、先ほど喜田委員のほうから御説明いただいたところの清浄性確認検査について、2回の検査で10日以上の間隔があれば、おおむねそのエリアの清浄性は確認されていることと思われま。そうしますと現在防疫措置の完了からおおむね10日となっているんですが、清浄性確認検査は、最終発生にかかわる発生状況検査を終了した後10日以上経過して、かつ発生農場の防疫措置が完了した以降に行うことでよろしいのではないかと。また、清浄性確認検査が早く行えることによりまして、移動制限区域を縮小し、搬出制限についてもあわせて縮小・設定できるということを考えております。

22ページの図を見ていただくとわかりやすいと思います。わかりにくいのでもう一度説明させていただきます。まず、疑わしい段階で、患畜が出る前から発生状況確認検査を行うことができるようになっております。これは当該農場の防疫措置と並行して行うものでございまして、例えば発生状況検査が患畜確定から5日目で終わった時点で、患畜確定のときに10kmの移動制限を確定していたものを10kmから5kmを搬出制限区域、そして移動制限区域を5kmから0kmということで設定させていただきます。

そして、並行して当該発生農場の防疫措置が完了ということになりますと、発生状況検査を着手してから10日以上たち、かつ防疫措置が完了した以降に清浄性確認検査を行うことができ、その検査が終わることによりまして、搬出制限もグッと縮めて、もともとありました移動制限5kmだけにする。そして最後まで移動制限を5km以内に行って、最終的にはそれを解除していくということを御提案させていただく。

もちろんこれはすべての発生において必ずこうするというのではなくて、指針の中では今現在でも既にその措置については、範囲の設定については検討の上措置することができるという、できる規定になっておりますので、当然これは必ずしもこうすることではないんですが、例えばこういうことが可能ではないかということで御提案させていただいたところでございます。

それから、同じような制限区域の設定なんですが、自家用の家きんにつきまして、23ページ、自家用家きん飼育農場での発生が確認された場合の移動制限区域の設置ということで、こちらを説明させていただきたいと思。います。

こちらは24ページの図のほうから説明させていただきたいと思。います。イメージして

いるのは、学校飼育施設のような家きん産業と関連がない、我々は「疫学関連」とよく言いますけれども、卵の流通、餌の流通の対応が普通の産業とは全く違う飼いをされていることが事前にわかった場合。そうするとウイルスを確認された鶏自体の対応については、殺処分して焼却、施設の消毒ということは変わりませんが、移動制限のエリアについては、そこから広がっている可能性はほかに比べると非常に低いということを考えると、まずは患畜が確定しても、最小限の移動制限エリアである5 kmから始めて、そして先ほど御説明させていただきました発生状況検査が終わり、発生施設の防疫措置が終わり、そして清浄性確認検査が終わった後はギュッと1 kmまで縮小するというところで、防疫措置をとることが可能ではないかということをお提案させていただいたところでございます。

以上の2点が、先ほどの防疫措置の見直しの、の清浄性確認検査の早期実施、及び搬出制限区域の縮小と自家用家きん飼養農場で発生が確認された場合の効率的な移動制限区域の設置ということで、指針にかかわる事項でございます。

それから、最後に「防疫対策の強化」でございますが、26ページをごらんいただきたいと思っております。こちらはまだ案文でございます。きょう先生方に御報告させていただいてから、実際には10月1日以降、これから各都道府県に対して、また次のウイルス侵入に備えた防疫対策の強化をしていきたいと考えております。

具体的には27ページを見ていただきたいんですが、まずは飼養衛生管理の徹底ということで、本病の発生予防を図るため、野鳥等の野生生物の家きん飼育施設への侵入防止や、農場の出入り口での消毒の徹底等の防疫指針第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報の徹底ということでお願いしたいと思っております。

お手元に緑色の指針があると思っておりますが、その3ページに、まずは発生予防の原則として、適切に家きんを飼う、飼養管理するということが大原則として掲げられております。これは当たり前のことですが、なかなか現場では難しい作業がございます。しかしながら非常に重要でございますので、このところについて再度きちっと徹底していただくをお願いしたいと思っております。それから、何かおかしなものがあれば、すぐに報告していただくということをお願いしたいと思っております。

それから、2つ目としては危機管理体制の再点検としまして、万が一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針の第3の1「危機管理体制の構築」と

しまして、緑色のほうの 32 ページを見ていただきたいんですが、そちらに関係機関の連絡・連携体制の構築であるとか、関係者への周知徹底、または防疫検証の実施などについても規定されておりますので、こちらの指針の第3の1にもう一度リマインドさせていただいて、早期発見、早期通報等の再点検をしていただきたいと考えております。実は平成 16 年に大臣公表させていただいてから、各都道府県においては、各生産者、家きん養鶏団体等と連携をとりながらこういうことをさせていただいているところがございますが、また改めての再点検をお願いしたいと思っております。

それから3番目、これは今御説明させていただきました中でも、今回の政令や指針の改正にかかわるところではないところでございますが、監視体制の強化としてモニタリング、いわゆる強化モニタリングということで、弱毒タイプをいち早く見つける。明確な症状をもたらさない場合もあることを想定しまして監視体制を強化、先ほど御説明させていただいたものをきちっとやっていただきたいをお願いしていききたいと思います。

それから、(2) 報告徴求としまして、監視体制の強化の一環として、原則 100 羽以上ということで、家きん所有者を対象に法に基づく報告徴求を実施していただきたいと考えているところがございます。

それから、4つ目としては、冒頭一番最初に御説明させていただきました家畜伝染病予防法の対象には特になっておりませんが、ウイルスの流行を知るために非常に重要な情報である野鳥サーベイランスへの協力依頼が同時期に環境省から参る予定でございますので、これにあわせまして、地域の実情にあわせた関係部局との連携をぜひお願いしたい。

お願い事ばかりでございますが、都道府県に対して、こういった形で防疫の徹底の強化について、これから秋以降通知を発出していききたいと思います。

姫田動物衛生課長 補足しますと、制限区域の考え方、22 ページを少し見ていただきますと、まず簡易検査で疑わしい家きんが見つかったときに、まず発生状況検査、要するに当該の養鶏経営だけではなくて、その周辺 10 km の周り。まず最初に見つけたところが初発であるかどうか、ほかのところから伝染してうつってきていないかということを確認するために、そこが一番最初に起こったということを確認します。それがわかれば、10 km 制限から 5 km の移動制限に縮めようということです。ですから、そこが真ん中ですということがわかれば、そこを 5 km の中心にしましょう。

搬出制限というのは、例えば卵はもちろん出荷できますけれども、搬出制限区域となり

ますと、鶏を持ち出せない。例えば食鳥処理場なんかが動かせないということになりますので、食鳥処理場に鶏も持ち込めないことになるので、そこは食鳥処理ができない状況になります。ただ、発生状況検査が終わって、そして2回目の清浄性確認検査をやりますと、今度は最初のときに初発のところから第2次的に潜伏期間も終わって、うつっていないと、要するに初発のところだけ、10km圏内ということがわかったときに、移動制限区域、搬出制限区域をやめて移動制限区域の5kmだけにしてしまいますということです。

要するに最初の移動制限を緩めるときは、移動制限を10kmから5kmにして搬出制限にかけるときは、最初に見つけたところがど真ん中であるということがわかったときです。さらに縮小するときは、ほかのところについでいないということがわかったときに縮小するという考え方でございますので、御理解いただきたいと思えます。

櫻井部会長 それでは、今までの一連の御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

喜田委員 お願いします。

喜田臨時委員 意見は、これが実施できるのは日本だけかと思えます。末端まで家畜保健衛生所でこれを監督するわけですね。こんなことができる国はないでしょう。日本では、発生農場だけに抑え込んでいるという実績がありますから、もうこれで盤石だとは思いますが。答申の案の5ページ、後ろもずっとそうなんですが、「清浄性確認検査の結果が陰性の場合には」と言うのは紛らわしい。清浄性確認検査において感染がないということでしょう。「清浄性確認検査の結果が陰性」というのは紛らわしいから、こういう表現はあるかもしれないですけども、避けたほうがいいんじゃないですか。文章上は、清浄性確認検査が陰性だったら、確認できなかったことになるということですね。だから、ウイルス陰性とか感染陰性ということを確認したら、それが清浄確認検査陽性ですよ。だから、清浄性確認検査で陽性とか陰性という表現は使わないほうがいいと思います。「確認検査でウイルス感染が陰性であれば」というふうな表現が良いでしょう。後ろのほうにもずっとところどころに確認検査陰性というのがありますが。

姫田動物衛生課長 わかりました。そこは修正させていただきます。済みません、このペーパーについてはもう出したもので、諮問なので、今後出すペーパーについて。

喜田臨時委員 諮問に対する答申でしょう。

姫田動物衛生課長 これは皆さん方のほうに、親委員会に諮問です。

喜田臨時委員 私たちが聞かれているのね。

姫田動物衛生課長 はい。

喜田臨時委員 じゃあ、こうしたほうがいいんじゃないですか。

姫田動物衛生課長 はい。

櫻井部会長 答申の案はどこなんですか。

星野課長補佐 答申の案につきましては、こちらで御議論いただいた後になります。

櫻井部会長 これから作られるんですか。

星野課長補佐 いろいろと御意見をいただいて、変わらなければこのまま諮問の形で、最終的には部会長と文言の整理をさせていただいてやろうと思っておりますけれども、今の時点ではまだ御議論させていただいてないんですが。

櫻井部会長 どこかで報告はされるんですね。

星野課長補佐 この検討の中で御意見をいただいたものを反映させていただいて、それで大きく変わることがなければ、あとはもう一度答申案をつくって、部会長一任で固めていくことになります。

姫田動物衛生課長 きょう部会長一任をいただくということにさせていただきたいんです。

櫻井部会長 答申はこの諮問と大体同じような感じになりますか。

星野課長補佐 正直、このとおりで。

喜田臨時委員 次回はそこを変えてもらえばいい。

星野課長補佐 書いた案を用意してございますが、内容は同じでございます。

櫻井部会長 わかりました。

どうぞ、高橋委員。

高橋委員 今、喜田委員が、日本だからできるということなんですけれども、私はこれを拝見していて、今のこのところの最後もそうなんですけれども、事業者の方たちはいいんですけれども、小規模飼育者というか、学校を想定されているというところでいろいろ気になる部分があります。学校が鶏を飼育したりということはよくあるんですが、きちんと管理されている状況がなかったりして、そうすると野鳥からの感染がまた心配されます。例えば感染しておかしくなった段階で、だれかがきちんと見つけてそれを報告できる体制がとれればいいんですが、それは大丈夫なんだろうかというのが心配です。この家伝法というあたりが学校現場に行かないものですから、その辺の通達みたいな、全

国結構な数になると思うので、そのあたりがちょっと気になります。

喜田臨時委員 よく学校から農水にも僕にもどうしたらいいでしょうかという質問を受けてもいるんです。どうするか知らせたほうがいいですね。家畜保健衛生所の獣医の役割ははっきりしていて、学校には及ばないですね。

姫田動物衛生課長 了解しました。現在ちょっと格が上がってしまって、今までは高病原性鳥インフルエンザ対策会議で 17 省庁の連絡会議があったんですけど、それが上に上がって新型インフルエンザになったのであれですけど、その一部に高病原性鳥インフルエンザの幹事会がございますので、その中で文部科学省も当然入っておりますので、その中で文科省と。従来も発生したときは文科省のほうから、それぞれ学校のほうに連絡等していただいたので、今回もこれそのものを文科省を通じて学校のほうに周知徹底できるようにしたいと思います。

櫻井部会長 どうぞ。

田原臨時委員 今の御質問なんですけれども、県の段階においては、家畜保健衛生所は直接的には家畜に対するまん延防止措置に携わっているわけですが、ただ、指導については各市町村なり教育委員会なり通じて、学校現場のほうに野鳥の侵入防止対策とか、子供に対するそういう指導というものはやっております。

姫田動物衛生課長 現実的には文科省のほうから、防鳥ネット等についても対応していただくようにということで各学校にお願いしているところです。ですから防鳥対策等も進められていると聞いております。

岡本委員 今の続きなんですけど、学校で鳥を飼っているところが多いので、鳥インフルエンザがやはり始めたころ私も結構御相談を受けたりしましたので、学校への連絡を確実をお願いしたいと思います。それから、動物園とか移動動物園はどうなっているのかが疑問なのですが、動物園全体を合わせれば 100 羽ぐらいいはいるような気もしますし、移動動物園だと本当に保育園から保育園をめぐって、ひよこをいっぱいタッチさせるという形で移動させているんですが、ああいうものに対してはどんな網がかかっているのかなと思いました。

星野課長補佐 同じく家きんのくくりで、動物園もいろいろな鳥の種類がございますけれども、まさに家きんという鶏やアヒルがもしあれば同様の対応となる。とはいっても動物ですから、日ごろからどこかでねぐらというか、必ず飼養管理されているところがあると思いますので、その家畜保健所の方が指導しながら衛生対策は行われていると

思います。

姫田動物衛生課長 これは学校のレベルではなくて、基本的には業として飼っておられるところなので、それは卵にならなくても、そこは基本的には法の網ではかかるところです。そこはむしろ家保で十分注意して対応していただくということだと思います。当然、業でやっておられるところですので。

櫻井部会長 動物園を所管の官庁というのは。

星野課長補佐 動物園を所管されているのは文科省です。

櫻井部会長 その根拠は。

岡本委員 博物館法。

櫻井部会長 それは今までも一応こういう対応は普通にされていた、それと同じ並びという理解でよろしいですか。

星野課長補佐 全く同じです。そこに鶏が飼われているのであればそれは鶏の対策ということ、要するに鶏をそこで飼っているということと同じことですので、同じ対応をとっております。

櫻井部会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

熊谷臨時委員 ハトについてはいかがでしょうか。ハトはどういう取り扱いなんですか。伝書鳩というのが鶯谷か何かで看板が見えますけれども、ああいうのはどういう扱いになるんですか。ハトで事故が起こっているみたいですが。

星野課長補佐 もちろん今回は規制の網にかけることが可能かどうかを検討し、さらに基幹家きん産業に影響を与えるかとか、あるいは所有者が必ず対応できるかという視点で検討しております。ハトがもしそういう危機が高まれば、検討しなければいけないと思っております。

喜田臨時委員 伝書鳩は普通の野鳥のハトと話が違いますよね。先生はどちらを。

熊谷臨時委員 伝書鳩です。それから、学校で今は飼っているかどうか知りませんが、教育のためにハトをもしかすると飼っているのかなと。そういうハトですね。

星野課長補佐 日ごろ飼養衛生管理の指導などさせていただいてるところですが、いかんせん、例えば所有者がおられたとしても行ったきり帰ってこなかったものがあるとか、限りなく野鳥に近いようなところもありまして、法的にどのような対応をとるかというのもなかなか悩ましいところがあります。今はあくまで指導している。衛生対策に気を

つけてくださいと。今回はこの3種について検討させていただいたということでございます。

熊谷臨時委員 わかりました。

櫻井部会長 ほかにいかがでしょうか。

1点よろしいですか。この防疫指針の性質みたいなところがちょっと気になっていて、これは家伝法の3条の2の2項で、指針に基づいて都道府県知事または市町村長が措置を講ずるものとするという書き方ですから、指針に拘束されるという御趣旨なんですか。指針違反があった場合には、どういう法的な効果があるのかというのが少し気になっているのと、あと実際にはそれで内容を重点してその移動制限等をつけることになると、個人に対して法的効果が及んでくるということなんだけれども、指針という言葉遣い自体、これは自治事務でしたか、法定受託事務ですか。

星野課長補佐 発生予防に対しては、家畜伝染病予防法の中では自治事務となっております。

櫻井部会長 指針の性質はどういうふうに理解すればいいですか。

星野課長補佐 指針の中でも根拠条文がそれぞれございます。家伝法の中の条文がございまして、それは同じように発生予防については自治事務で、発生した後の殺処分等の規定については法定受託事務ということで。

櫻井部会長 それで指針違反があった場合はどうされますか。念頭に置いてない。

星野課長補佐 家伝法のことになるんでしょうか。その根拠はみんな家畜伝染病予防法第何条、報告徴求であれば第52条の報告徴求とか。

姫田動物衛生課長 指針そのものは家伝法の条文を体系立って家畜ごとに、これは高病原性鳥インフルエンザですが、あと豚コレラとBSEと口蹄疫の4つの重要疾病について家伝法全体を病気割りにしてつくり上げたものなので、その場合の罰則規定等は家伝法になりますので、それぞれの部分の罰則規定がある部分は罰則規定の対応になるという形です。

櫻井部会長 それはわかっているんですけど、行政の仕組みの問題として、この指針とは名あて人がだれで、法律との関係ではやや異質なものが大分一緒に入っているなという、ある種の法律を具体化するという面もありましょうし、解釈指針を示しているところもあるでしょうし、それから、多分実質的に言うとかなり法内容を充填しているような意義があると思うんですけども、どういうふうに理解したらいいのかなというのが

単純に学問的関心で申し上げているんですけれども。最近はこういうのは指針を争えるようになっていきますのでね。行政事件訴訟法が変わりましたので。

梅田大臣官房審議官 厚生労働省の衛生法規の考え方には非常に指針が多いんです。衛生法規自体、今の考え方はどちらかと言うと性善説に立っております。昔は例えば結核の場合、健康診断を受けなければ何らかの罰則があったんですけれども、今はそういう罰則は全くなくなっております。それは日本国民のレベルは非常に高いので、これはやるべきであるということを法律で書けばやっていただくのが当然だということで、逆に罰則をかけてないんです。法令の中に治療指針があるのですが、医学的な病気の治療法、指針の場合には必ずしもそれには縛られない。1つの方向は出すけれども、バリエーションは非常にたくさんある。この方向がいいんですよということなので、特に指針を守らないからといって、それで罰するというような法律の考え、適用の仕方は今はなっていないというのが我々の理解であります。

櫻井部会長 名あて人は知事と市町村長ということですね。くしくも厚労省関係のことをおっしゃったんですが、厚労行政というのはすごく前近代的な行政でして、出るところに出ると結構厳しい目に遭っていて、混合診療禁止に関しても法的な根拠はなくて、そういう指針的なものでずっと対応していて、じゃあそういう訴訟をやったら、何にも法律には書いてないじゃないかということで東京地裁で負けたわけなんですけれども、そういう意味では少し行政のスタイルを変えていかないと、訴訟リスクがかえって出てくるのかなと思います。家伝の場合、どこまで社会的なリスクとして高いのかというのが、少し事案としてそんなにはないのかなという気もして。人に対するインフルエンザの議論とは違うんでしょうから、そういう意味ではその辺のリスクは少ないのかなと思うんですが、ただ、モデルとしてはかなり古いなというか、牧歌的で古きよき時代のものがそのまま生きているなという印象がありますね。

姫田動物衛生課長 移動禁止とか患畜の殺処分などになると家伝法での補償規定になっていて、それ以外のものは、むしろ移動禁止等による場合は補助事業なり互助基金をつくってありますので、互助基金のスタイルでの補償という形で対応しているのが現実です。

櫻井部会長 どうもありがとうございました。

喜田臨時委員 これが牧歌的なのは、もともと発生がないときに、発生があったらどうしようというのでマニュアルをつくったんです。そのマニュアルが今出世してガイドラ

イン、指針になっているので、全く訴訟のことなんて念頭になく牧歌的にきたんです。だから、部会長がそういう御心配、御懸念があるということでしたら、御指導をお願いして牧歌的でないやつに改正したほうがいいと思いますね。

櫻井部会長 極端に本当に強力にやろうとすると、当然強力な措置をとるということはリアクションがあるということですから、そこはやはり両方ですよ。

喜田臨時委員 これはもともと鶏の病気だけだと社会的インパクトは全くないんですが、97年にも香港で子供が1人死んだら、世界じゅう大騒ぎになったんです。そういうことを考えると法律のことをちゃんと、訴訟なんかのことも考えなければいけないかもしれませんが、ただ、この指針はそのようなことで縛られることはないと思っています。

櫻井部会長 ただ、講ずるものとするを書いてありますから、地方自治体の長なんかにはむしろちゃんと守れということ、そういうつもりでおつくりになっているんですね。そのサンクションは別にないかもしれないけど。

姫田動物衛生課長 これは指針の形なんですけど、どちらかという緊急時のマニュアルというつもりで作っている。必ずしもこのとおり前回も対応したわけではなくて、踏み込んで対応したりしており、そこはこの指針が同意を絶対しなければならないというスタイルにはしていません。当然、発生の事案も毎回毎回違ってきますので、そこは最善のものをやっていくというのが基本的な考え方でございます。そのときによりどころとなるものという考え方です。

櫻井部会長 どうもありがとうございます。

高橋委員 今回のことに関連になるんですが、これは単純な興味として教えてほしいんですが、資料の8ページに今までの確認事例が掲載されていますが、事業者の方が6カ所あるわけですが、ここで大量の淘汰の映像がたくさんテレビでも流れました。この6カ所の農場は現在どうなっているのか、要するにつぶれたのかどうかということをお教えください。

姫田動物衛生課長 順番に言いますと、16年の山口の1農場は廃業ですけど、これは大きな会社の農場だったので、その農場は廃止したということです。それから、大分は愛玩鶏だったので、十何羽のところだったので飼うのをやめられました。京都の農場は御存じのとおり、1つの農場は届出違反で逮捕されたり自殺されたりしたので、そこは廃業されて、別の会社が経営しています。その農場自身は今あります。もう1つのそれから伝染したところは再開は終わっております。茨城県は、多分やみワクチンだったり弱

毒性だったので、37 農場が再開済みで、1 つが廃業していますが、ほとんど再開済みです。2 農場がまだ未定のところがあります。宮崎の3 農場は、1 農場がまだ再開が確定しておりませんが、ほかは全部再開です。それから、岡山も再開しております。ほとんど再開しているという感じです。

櫻井部会長 よろしいですか。

ほかにいかかでしょうか。

特にないようでしたら、基本的には施行令の一部改正及び防疫指針の一部変更については御了承いただいたということで扱わせていただきたいと思います。字句につきましては、先ほど喜田委員から御指摘がありましたので、その部分を踏まえて修正させていただくということです。

姫田動物衛生課長 今のは直してないやつなので、そこは直させていただきます。案の形で同じものなんですけれども。

櫻井部会長 これから対応できると。ここで原則的に了承すればよろしいんですね。

姫田動物衛生課長 これで了承していただければ、あと部会長と御相談の上、字句修正させていただきます。喜田委員のおっしゃった内容で。

星野課長補佐 先ほどの喜田委員の御指摘は、(4)と(5)に「検査の結果が陰性の場合」という言葉が出てきますので、このところを、「検査でウイルス感染が否定された場合」というふうにさせていただくことでよろしいでしょうか。

喜田臨時委員 ただ、否定というのは。やはり「陰性」はそのまま生かしたほうがいいんじゃないですか。検査においてウイルス感染が陰性の場合には。

姫田動物衛生課長 清浄性確認検査においてウイルス感染が陰性の場合にはですね。

喜田臨時委員 はい。

星野課長補佐 わかりました。それでは(4)と(5)の下のところも同じように。

姫田動物衛生課長 (5)の「また」以下のところも同じようにして。

櫻井部会長 この部分については今のとおりに修正していただいて、そのほか細かい部分がありましたら、文言の修正については私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうにお返しします。

姫田動物衛生課長 熱心な御議論、どうもありがとうございました。

本日御検討いただきました2つの議案について適当とするということで、文言について

は部会長と御相談させていただきたいと考えております。それから、家畜伝染病予防法施行令の一部改正案については、この後、食品安全委員会に諮問することが必要でございますので、諮問させていただきたいと考えております。それから、今の防疫指針の変更案については、御意見を踏まえた運用に関する通知を整理しまして、部会長に御相談の上、公表したいと考えております。

櫻井部会長 あとよろしいですか。

全体について特にございませんでしょうか。

喜田臨時委員 これは「農林水産大臣 石破茂」あてでいいんですか。

姫田動物衛生課長 そのつもりでございます。

櫻井部会長 答申の日付は何日になるんですか。

星野課長補佐 先ほどの軽微な文言の整理だけでよろしければきょうの日付で。部会長と御相談させていただきながらと思いますが、来週でも構いません。

櫻井部会長 きょうの諮問があつてきょう答申するみたいな形になるわけですね。さっさとやったほうが大臣がかわらなくていいかもしれない。

それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。何か事務局のほうで御連絡はございますか。

姫田動物衛生課長 特にございません。

櫻井部会長 それでは、これをもちまして第9回の家畜衛生部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会